

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

【関係法令】学校保健安全法施行規則の一部を改訂する省令（令和5年4月28日）

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ</p> <p>※重症急性呼吸器症候群は病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※中東呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※特定鳥インフルエンザは感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。</p>	<p>治癒するまで</p> <p>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。</p>
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力があることが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<p style="text-align: center;">（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）</p> <p>その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など</p>	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）